

第1章 基本的事項	
1 基準策定の趣旨	・・・1
2 基準の位置づけ	・・・1
3 基準の対象	・・・1
第2章 基準	
1 基本的な考え方	・・・2
2 区域に関する基準	・・・2
(1) 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域	・・・2
(2) 配慮が必要な区域	・・・4
ア 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域	・・・4
イ 地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要な区域	・・・4
3 考慮すべき事項に関する基準	・・・5
(1) 事業実施における共通考慮事項	・・・5
(2) その他考慮すべき事項	・・・5
第3章 地域脱炭素化促進事業に関する例示	
1 地域脱炭素化促進事業が想定される箇所の例示	・・・6
2 地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示	・・・7
第4章 基準の見直しについて	・・・8
【別表1】太陽光発電設備に係る考慮すべき事項	・・・11
【別表2】風力発電設備に係る考慮すべき事項	・・・17

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく 促進区域の設定に係る基準（案）

令和5年（2023年）3月

福島県

第1章 基本的事項

1 基準策定の趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）が改正され、令和4年4月から、都道府県、政令市、中核市、施行時特例市については、地方公共団体実行計画（区域施策編）において、その区域の自然的社会的条件に応じた再生可能エネルギーの利用促進等の施策に関する事項に加え、その実施に関する目標を定めることとされました。また、これ以外の市町村についても、同様に施策に関する目標やその実施に関する目標を定めることとされました。

あわせて、全ての市町村は、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域の設定、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとされました。また、都道府県は、促進区域の設定に当たり、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができるとされました。

県は、令和3年2月に福島県2050年カーボンニュートラル宣言を行い、令和3年12月に改定した「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」では「2040年頃を目途に県内エネルギー需要の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーから生み出す」ことを目標とする等、地域と調和した再生可能エネルギーの活用を促進する考えです。一方で、再生可能エネルギーの導入の課題としては、生活環境や自然環境に及ぼす影響に対する地域の懸念等があります。このため、市町村が円滑に促進区域を設定し、地域脱炭素化促進事業が推進できるよう、促進区域の設定に関する福島県基準（以下「基準」という。）を定めることとしました。

2 基準の位置づけ

本基準は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第6項に規定する促進区域の設定に関する基準です（第3章を除く）。

3 基準の対象

- ・ 太陽光発電設備（太陽光を電気に変換するもの）
- ・ 風力発電設備（風力を電気に変換するもの）

第2章 基準

1 基本的な考え方

本県の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、次の考え方を基本に基準を策定しました。

- ・ 本県の地域特性を踏まえた安全・安心な再生可能エネルギーの推進
- ・ 本県を特長づける多様な自然的・社会的機能を持つ森林の役割を重視した再生可能エネルギーの推進
- ・ 本県の重要な産業である農業を支える農地の役割を考慮した再生可能エネルギーの推進
- ・ 本県の自然豊かな環境・景観等と調和した再生可能エネルギーの推進

2 区域に関する基準

(1) 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号。以下「省令」という。）第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域については、表1に掲げる区域とします。市町村は、本区域について水源の保全や防災等の地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、促進区域に設定することはできません。

表1 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
防災	・ 砂防指定地	・ 砂防法 ・ 福島県砂防指定地等管理条例
	・ 地すべり防止区域	・ 地すべり等防止法
	・ 急傾斜地崩壊危険区域	・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	・ 土砂災害特別警戒区域	・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	・ 河川区域	・ 河川法
森林	・ 保安林 ・ 地域森林計画対象森林(太陽光発電設備のみ)	・ 森林法
	・ 市町村が法人等と保全すべき森林としている協定等を締結している区域（例：林地開発許可行為の残置森林等の管理に関する協定書）	・ 協定書等

農地	<ul style="list-style-type: none"> 農用地区域内農地 甲種農地 第1種農地(太陽光発電設備のみ) 水環境保全区域 	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域の整備に関する法律 農地法 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例
自然地	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園 特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 自然環境保全地域 特別地区 県指定鳥獣保護区特別保護地区 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法 (特別保護地区及び第1～3種特別地域) 福島県立自然公園条例 (第1～3種特別地域) 福島県自然環境保全条例 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
景観・文化財	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅のおそれのある種に指定されている希少野生動植物の生育・生息地 ラムサール条約湿地 海岸保全区域 風致地区 歴史的風致維持向上計画で定める重点区域 指定・登録等文化財(重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、史跡名勝天然記念物等) 特別緑地保全地区 	<ul style="list-style-type: none"> ラムサール条約 海岸法 都市計画法 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法) 文化財保護法 福島県文化財保護条例 各市町村の文化財保護条例 都市緑地法
その他	<ul style="list-style-type: none"> 設置が禁止されている区域(太陽光発電設備、風力発電設備) それぞれの促進区域について) 	<ul style="list-style-type: none"> 法律、法律に基づく命令(告示含む)、条例又は地方公共団体の執行上の規則(規程を含む)

(2) 配慮が必要な区域

ア 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域

市町村は、次の表2に掲げる区域を含む区域を促進区域に設定しようとする場合は、当該促進区域内での地域脱炭素化促進事業の実施が同表の各区域指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討した上で設定するとともに、地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、当該区域の指定の目的達成に支障を及ぼさないための配慮が確保されるよう、法第21条第5項第5号イで定める「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画(区域施策編)へ位置付けることが必要です。

表2 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
水源	特別排水規制水域	福島県生活環境の保全等に関する条例
	地下水水質保全特別区域	
	要措置区域	土壌汚染対策法
	形質変更時要届出区域	
防災	河川保全区域	河川法
	山地災害危険地区	林野庁長官通達
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
自然地	土砂災害危険箇所	国土交通省通達
	自然公園 普通地域	自然公園法
	自然環境保全地域	福島県立自然公園条例
	緑地環境保全地域	
	県指定鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
景観	景観形成重点地域	景観法
	地区計画の区域	福島県景観条例
都市計画		都市計画法

イ 地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要な区域

市町村は、次の表3に掲げる区域を含む区域を促進区域に設定しようとする場合は、当該促進区域内での地域脱炭素化促進事業の実施による同表の各区域に対する影響等への配慮が確保されるよう、法第21条第5項第5号イで定める「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画(区域施策編)へ位置付けることが必要です。

第3章 地域脱炭素化促進事業に関する例示

1 地域脱炭素化促進事業が想定される箇所の例示

市町村が、促進区域を設定するに当たり、地域脱炭素化促進事業の実施が想定される箇所を例示すると次の表4-アから表4-ウに掲げるとおりです。

(1) 建物屋根（太陽光発電設備のみ）

表4-ア ア 建物屋根において想定される箇所の例示

想定される箇所	解説
教育関連施設（大学等）	エネルギーの大きな需要地であるとともに、大きな屋根を有している場合が多い場所であるため。
大型商業施設	
大型スポーツ施設	
工場	
商店街（アーケード）	アーケード等への太陽光発電の設置や、商店街単位でのエネルギーの活用やエネルギー自立が可能な場所であるため。
住宅	建築物が多く、エネルギー自立が可能であるため。

(2) 地上への設置

表4-イ イ 地上への設置において想定される箇所の例示

想定される箇所	解説
未利用地（活用されていない土地）	2050年カーボンニュートラルの達成のためには、十分に活用されていない土地に積極的に再生可能エネルギー設備を導入していく必要があるため。
・廃校（太陽光発電設備のみ）	廃校舎の屋根やグラウンドなど大きな敷地を有し、有効利用できる場所であるため。
・工場跡地	既に開発済みであり、環境に影響を及ぼすおそれが少ないと見込まれる場所であるため。
・再生利用困難な荒廃農地	
・最終処分場跡地（太陽光発電設備のみ）	
・産業団地（太陽光発電設備のみ）	既に開発済みであることに加え、産業団地という大きな需要地に再生可能エネルギー設備があることは、エネルギーの活用やエネルギー自立が可能な場所であるため。

表3 地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要となる区域

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
歴史・文化	・周知の埋蔵文化財包蔵地	・文化財保護法
都市等	・用途地域のうち居住専用地域 ・公園及びその周辺 ・学校及びその周辺 など	・都市計画法

3 考慮すべき事項に関する基準

(1) 事業実施における共通考慮事項

市町村は、促進区域の設定及び地域脱炭素化促進事業の認定等に当たっては、基準の基本的な考え方に従い、次の事項について考慮することが必要です。

- ・ 斜度30度以上の斜面には、発電設備[※]を設置しないこと。
- ・ 騒音の影響が懸念される場合には、住宅・道路敷地境界等から発電設備[※]を環境影響がなくなるよう距離及び植栽等を施すこと。

※送配電設備（送電線、電柱等）は除く。

(2) その他考慮すべき事項

市町村は、太陽光発電設備については別表1「太陽光発電設備に係る考慮すべき事項」、風力発電設備については別表2「風力発電設備に係る考慮すべき事項」を参照し、同表の「収集すべき情報」について、その「収集の方法」により必要な情報を収集した上で促進区域を設定することが必要です。

また、促進区域内で行われる事業について同表の「適正な配慮を確保するための考え方」に基づき必要な措置が講じられるよう、法第21条第5項第5号イで定める「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画（区域施策編）へ位置づけることが必要です。

(3) その他（太陽光発電設備のみ）

表 4-ウ その他設置が想定される箇所の例示

想定される箇所	解説
駐車場	カーポート型の太陽光発電設備の設置が期待される。また、電気自動車普及に伴い、商業施設や事業所での活用が想定される場所であるため。

2 地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示

地域脱炭素化促進事業の実施に当たり、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて取り組むべき内容として、市町村が法第 21 条第 5 項第 5 号の規定により地方公共団体実行計画（区域施策編）の「地域の経済及び社会の持続的発展に関する取組」に定める事項を例示すると表 5 に掲げるとおりです。

表 5 地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示

事項の例示	解説
地域・近隣住民との合意形成の努力	地域と調和した再生可能エネルギー事業とするためには、地域住民との合意形成が重要であり、説明会を開くなど地域住民とのコミュニケーションをとる場を設けることが望ましい。また、そこでの意見については、できる限り対応できるよう努力し、再生可能エネルギー事業が地域の懸念事項とならぬよう合意形成を行っていくことが望ましい。
災害時の非常用電源としての活用	災害時に発電した電気を使用できるような設備を備えていることが望ましい。また、地元区や自治体などとの災害協定を結ぶなど、あらかじめ災害時の協力体制を構築しておくことが望ましい。
環境教育への活用	再生可能エネルギー設備の見学会を開くことにより、子供たちが実際に再生可能エネルギー設備を見ることによって、環境意識の向上などの効果が期待される。
売電収益の地域還元	地域のエネルギー資源を活用していることから、それにより得た売電収益の一部をその地域へ還元し、地域の課題解決を含めた活動へと繋がることを望ましい。
地域づくりの取組参加	地域のエネルギー資源を活用していることから、電気事業を超えた地域づくりに積極的に関与する事業であることが望ましい。
再生可能エネルギー電気の地域内経済循環	再生可能エネルギー電気の価値を認識しながら、その地域で使われることが望ましい。そのためにも、地域新電力等と協力し、地域の経済循環を推進するようなスキームとなることが望ましい。
地域産業への貢献	再生可能エネルギー電気の価値を認識しながら、その地域で作られる製品・サービスのエネルギーとして使用されることが望ましい。当該発電事業が生み出す多様な産業・雇用効果について、積極的な地元活用及び地元雇用に配慮することが望ましい。今後、中小企業がサブプライチェーンの中で求められ

	再生可能エネルギー100%の要請に対し、電力供給の観点から積極的に協力されることが期待される。
事業における知識・技術の共有	地域のモデル事業となるため、事業実施に当たって得られた知見や技術については、今後の地域での取組のために積極的に共有されることが望ましい。
地元資本の事業者との連携	その地域との関係性を強く持った事業者が行う、地域主導型の再生可能エネルギー事業となることが望ましい。また、地元資本外の企業による外部主導型の再生可能エネルギー事業の場合でも、協力企業として地元企業が参画するなど、できる限り地域協働型の事業となることが望ましい。

第 4 章 基準の見直しについて

省令第 5 条の 6 第 5 項の規定により、本戦略で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適時行うものとします。

〈参考〉国の基準（促進区域設定に係る環境省令）等

○促進区域から除外すべき区域

区域名	区域を定める法律
原生自然環境保全地域、 自然環境保全地域	自然環境保全法
国立／国定公園の特別保護地区・海域国立公園地区・ 第1種特別地域	自然公園法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化 に関する法律
生息地等保護区の管理地区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保 存に関する法律

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）で対象としている一般海域での洋上風力発電設備等、海域※に設置される事業は、地域脱炭素化促進事業の対象外。

※漁港の区域内の水域若しくは公共空地又は海岸保全区域（海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域をい）、同法第40条第1項第2号及び第3号に規定するものに限る）は除く。

○市町村が考慮すべき区域・事項※

区域名	区域を定める法律
区域	国立公園、国定公園（上表以外） 生息地等保護区の監視地区 砂防指定地 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 保安林であって環境の保全に関するもの 国内希少野生動植物種の生息・生育への支障 騒音その他生活環境への支障
事項	自然公園法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保 存に関する法律 砂防法 地すべり等防止法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する 法律 森林法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保 存に関する法律 —

※促進区域を含む場合は、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域
／促進区域の設定の際に、環境保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

【別表1】太陽光発電設備に係る考慮すべき事項

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報	位置づける環境の保全への適正な配慮を確保するための取組）として位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)	
	収集すべき情報	収集方法		収集すべき情報	取組方法
①環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設（学校、病院、特別養護老人ホーム、保育園等）の分布状況 ・EADAS ・各市町村教育委員会ホームページほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設（学校、病院等）とパワーコンディンションまでの距離を明確にし、必要に応じて騒音の距離減衰式を用いて、騒音レベルを予測すること。 ・騒音による影響が懸念される場合には、保全対象施設との敷地境界から発電設備を概ね5m程度の距離、十分な遮音性能を有する植栽又は防音壁を設置するなど対策を講じること。 ・騒音による影響が懸念される場合には、パワーコンディンション等への囲いや、保全対象施設との境界部に防音壁等を設置するなどの防音対策を講じること。 ・適切な維持管理を行い、異常音等が発生しないか確認し、異常時には早急な対応ができるメンテナンス体制を整えること。 ・事業実施に当たり、当該区域を含む場合には、環境に影響を及ぼすおそれがないか調査し、必要な措置を講ずること。 ・コンクリート工事等によりアルカリ排水が発生するおそれがある場合等、事業活動に伴う排水は、適切に処理して排水すること。 ・過去の気象状況を確認し、大雨による影響が懸念される場合には、適切な工事を行う時期を調整すること。 ・随雨時に事業地からの排水による水漏れが確認された場合には、適切に対処できるよう管理体制を十分に整えておくこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設（学校、病院等）とパワーコンディンションまでの距離を明確にし、必要に応じて騒音の距離減衰式を用いて、騒音レベルを予測すること。 ・騒音による影響が懸念される場合には、保全対象施設との敷地境界から発電設備を概ね5m程度の距離、十分な遮音性能を有する植栽又は防音壁を設置するなど対策を講じること。 ・騒音による影響が懸念される場合には、パワーコンディンション等への囲いや、保全対象施設との境界部に防音壁等を設置するなどの防音対策を講じること。 ・適切な維持管理を行い、異常音等が発生しないか確認し、異常時には早急な対応ができるメンテナンス体制を整えること。 ・事業実施に当たり、当該区域を含む場合には、環境に影響を及ぼすおそれがないか調査し、必要な措置を講ずること。 ・コンクリート工事等によりアルカリ排水が発生するおそれがある場合等、事業活動に伴う排水は、適切に処理して排水すること。 ・過去の気象状況を確認し、大雨による影響が懸念される場合には、適切な工事を行う時期を調整すること。 ・随雨時に事業地からの排水による水漏れが確認された場合には、適切に対処できるよう管理体制を十分に整えておくこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・各市町村教育委員会ホームページほか 	
②騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の区分の確認（騒音規制法） ・特別排水規制水域及び地下水 ・水質保全特別区域の有無 ・事業に伴う排水の状況 ・地域の降水量の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・気象庁ホームページ「過去の気象データ検索」 (https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php) 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・関係森林管理局への確認 ・関係森林事務所森林林業部への確認 ・森林計画図 ・.s.k/しま森マップ (https://www2.wagmap.jp/fukushima-shirini/Portal) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設（学校、病院、特別養護老人ホーム、保育園等）の分布状況 ・EADAS ・各市町村教育委員会ホームページほか 	
水の廻りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の漁業権の設定の状況 ・保護水面の指定の有無（水産資源保護法） ・河川の利用状況（飲料水、農業用水等） ・湖沼等の位置と規模、貯水量 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・平成二十五年九月三日付け福島県報告外第六十一号別冊「第五種共同漁業権免許」 ・EADAS ・福島県漁業調整条例（令和2年福島県条例第58号） ・EADAS ・EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・地形図、国土基本図、土地条件図 ・関係森林事務所森林林業部への確認 ・森林計画図 ・.s.k/しま森マップ (https://www2.wagmap.jp/fukushima-shirini/Portal) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象施設（学校、病院、特別養護老人ホーム、保育園等）の分布状況 ・EADAS ・各市町村教育委員会ホームページほか 	
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・注目すべき地質・地形の存在 ・国・県が指定する地形、地質に関する天然記念物の存在の有無（文化財保護法・福島県文化財保護条例） 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・地形図、国土基本図、土地条件図 ・地理院 (https://maps.gsi.go.jp/) ・日本の地形レッドデータブック第1集（日本の地形レッドデータブック作成委員会） ・主要土地のボーリング調査など 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・地形図、国土基本図、土地条件図 ・地理院 (https://maps.gsi.go.jp/) ・日本の地形レッドデータブック第1集（日本の地形レッドデータブック作成委員会） ・主要土地のボーリング調査など 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域のうち住居専用地域（1・2種低層、1・2種中高層）の指定状況 ・交通圏内の状況 ・EADAS 	

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報	位置づける環境の保全への適正な配慮を確保するための取組）として位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)	
	収集すべき情報	取組方法		収集すべき情報	取組方法
①土砂災害危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定の有無（土砂災害防止法） ・土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）の有無 ・山地区危険地区（山崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省土地保全図（災害履歴図） https://nftp.mlit.go.jp/kokjo/tochimizu/F5/MAF/507003.jpg ・県災害履歴図、各市町村災害履歴図の所収する関係資料 ・河川管理者への確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定の有無（土砂災害防止法） ・土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）の有無 ・山地区危険地区（山崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村等が作成するハザードマップ ・県建設事務所及び砂防事務所への確認 ・県建設事務所への確認 ・関係森林事務所森林林業部への確認 ・福島県河川流域総合情報システム (http://kasein.pref.fukushima.jp/gis/) ・.s.k/しま森マップ (https://www2.wagmap.jp/fukushima-shirini/Portal) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土砂災害の上流域において事業計画を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域を検討すること。 ・事業区域内または上流の残流域部分に、土砂災害危険箇所及び山地区危険地区に指定された地区が存在する場合は、残流域の面積、渓流勾配などを調査し、施設規模を検討のうえ災害が助長・誘発されることのないよう適切な防止策を検討すること。 ・事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識するとともに、土地の安定性について適切な必要な調査を行い、事業実施に伴い再度災害を誘発させないように、適切な整備を行うこと。 ・河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について、審査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じる恐れがないようにすること。 ・傾度30度以上の斜面には、発電設備を設置しないこと。 ・事業区域内に傾度30度以上の急傾斜地及びそれに隣接する土地が含まれる場合には、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されることのないよう、適切な防止策を講じること。 ・事業実施に伴い盛土、切土を行う場合には、法令・条例等で定められる基準等を確実に遵守し、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工などの、土砂等の崩壊等による災害の発生防止策を講じること。 ・住宅の窓に反射光が差し込むなど、保全対象施設等への影響が懸念される場合は、反射光の原因となるアレイについて、向きを調整したり、可能な場合は配置を調整して、影響が軽減されるよう対策を講じること。 ・反射光による影響が特に懸念される場合は、防眩性能の高い設備の採用を検討すること。 ・保全対象施設との境界部にフェンスを設置したり、植栽を講ずるなどの環境保全措置を実施すること。 ・反射光による影響がある場合には、住宅敷地境界から発電設備を概ね5m程度の距離又は植栽を行うなどの対策を講じること。 ・反射光による影響がある場合には、道路境界から発電設備を概ね5m程度の距離又は植栽を行うなどの対策を講じること。 ・事業区域近辺に主要な交通網（高速道路等）がある場合には、太陽光パネルの反射光による運転者への影響が懸念されることから、配置場所、角度等を配慮すること。
②反射光による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域のうち住居専用地域（1・2種低層、1・2種中高層）の指定状況 ・交通圏内の状況 ・EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/)） ・県建設事務所への確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域のうち住居専用地域（1・2種低層、1・2種中高層）の指定状況 ・交通圏内の状況 ・EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・地形図、国土基本図、土地条件図（国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/)） ・県建設事務所への確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域のうち住居専用地域（1・2種低層、1・2種中高層）の指定状況 ・交通圏内の状況 ・EADAS

考慮対象事項	収集すべき情報	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその取組方法		位置づける環境の保全への適正な配慮を確保するための取組として位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置
		収集方法	取組方法	
④その他都道府県が発電施設の特長、地域特性に	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営林の有無（福島県営林事業用公庫財産取組要綱） ・ EADAS ・ 国土交通省 洪水浸水想定区域図、洪水ハザードマップ (https://www.mhl.go.jp/river/bousai/main/saigai/itsiki/isyozait/) ・ 浸水想定区域（洪水）の指定の有無 ・ 各市町村防災動員課の作成するハザードマップ ・ 県地方振興局環境課担当課への確認 ・ 福島県ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況」 (https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/dojio-kuiki.html) ・ 各中核市環境課担当課への確認 ・ 歴史的風致維持向上計画で定める重点区域の指定の有無（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律） ・ 地区計画の区域の策定状況（都市計画法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営農林事務所森林林業部への確認 ・ EADAS ・ 国土交通省 洪水浸水想定区域図、洪水ハザードマップ (https://www.mhl.go.jp/river/bousai/main/saigai/itsiki/isyozait/) ・ 各市町村防災動員課の作成するハザードマップ ・ 県地方振興局環境課担当課への確認 ・ 福島県ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況」 (https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/dojio-kuiki.html) ・ 各中核市環境課担当課への確認 ・ 各市町村歴史的風致関連課ホームページへの確認 ・ 各市町村都市計画関係部署への確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 促進区域内で事業を行う場合は法令で定める手続きを必要とするため、事業の計画段階から適正な配慮を確保できるか、検討すること。 ・ 事業区域内に浸水想定区域が含まれる場合には、洪水によって想定される浸水率に応じて、パワーコンディショナなどの電気設備に対し、かさ上げ等の対策を行うこと。 ・ 要措置区域内で事業を行う場合には、土壌汚染対策法第9条各号に該当するか確認し、該当しない場合には土地の形質の変更を伴う工事は行わないこと。 ・ 形質変更要領面出区域においては、土地の形質の変更に関する前に、環境省令の定めに従い届出等を行うこと。 ・ 重点区域内に事業区域を含まないよう検討すると共に、重点区域内の重要文化財や史跡等、主要な拠点場から見えない位置に設けたり、施工方法を工夫し設置の高さを低減する、低反射や低光度のものにするなど周辺景観との調和に配慮すること。 ・ 事業区域が地区計画の区域内である場合には、地区計画で定められた目標・方針及び地区整備計画に従い、事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 促進区域内で事業を行う場合は法令で定める手続きを必要とするため、事業の計画段階から適正な配慮を確保できるか、検討すること。 ・ 事業区域内に浸水想定区域が含まれる場合には、洪水によって想定される浸水率に応じて、パワーコンディショナなどの電気設備に対し、かさ上げ等の対策を行うこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置後の維持管理計画及び事業終了後の処分計画の有無 ・ 太陽光発電設備のFIT・FIT2認定設備の有無 ・ 事業計画認定ガイドライン（太陽光発電） ・ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saieine/katori/d/fit-2017/legal/guideline_sun.pdf ・ 福島県費用算立ガイドライン (https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saieine/katori/d/fit-2017/legal/haiki_hiyou.pdf) ・ (参考) 事業計画認定情報 公表用ウェブサイト (https://www.ft-portal.go.jp/PublicInfo/) ・ 各市町村環境担当課への確認 ・ 県地方振興局環境課担当課への確認 ・ アンケートの実施 ・ 各市町村関係部署による確認 ・ 地域住民の太陽光発電への声 ・ 各市町村森林担当課への確認 ・ 県営農林事務所森林林業部への確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村環境課担当課への確認 ・ 福島県放射能測定マップ (http://fukushima-radioactivity.jp/pc/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に工場、事業場、廃棄物の処理施設等で使用された土地の場合には、改変による河川・地下水への影響に配慮すること。 ・ 事業実施に当たっては、地域住民から寄せられた意見等に配慮するとともに、説明会を開催するなど積極的な情報公開に努め、住民への説明を十分に行うこと。 ・ 事業施行地である場合は、転用期限間等を確認の上、必要に応じて区域から除外すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 促進区域の策定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置 ・ 再エネ設備及び付帯設備と農地の間に適切な距離を確保し、周辺農地における日照及び通風等に支障を及ぼさないように配慮すること。 ・ 再エネ設備及び付帯設備の事業地に適正な規模の排水施設を設けるなど、周辺農地の農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないように配慮すること。 ・ 促進区域の検討に当たっては、関係森林管理局や県とよく相談すること。また、線の回廊の設置趣旨を踏まえ、線の回廊における促進区域の設け方は極力避けること。 ・ 最終処分場跡地における太陽光発電設備設置に当たっては「廃棄物最終処分場等における太陽光発電の導入・運用ガイドライン」を参照し、適切な処分場管理を妨げることがないようすること。 ・ 事業実施に伴い、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える土砂や廃棄物が生じる恐れがあることを考慮し、事前に処理方法等の検討を行い、関係機関と調整を行うこと。関係機関との調整を踏まえ、必要に応じて事業実施想定区域内の空間放射線量率や土砂等の放射性物質汚染対策等に関する適切な方法により測定する等の対応を行うこと。 ・ 事業実施に伴い発生する放射性物質に汚染された可能性のある土砂や廃棄物について、事前に処理方法等を関係機関と調整すること。 ・ またこれにより発生した土砂や廃棄物は「放射性物質汚染対処特措法」や「福島県内における公共工事における建設副産物の再利用等に関する当面的取扱いに関する基本的考え方」等に準拠し適切に処理すること。 ・ 事業実施に当たっては、土砂や粉じん又は濁水等の飛散・流出対策を講じるなど、周辺環境への影響に配慮すること。 ・ 事業に伴い発生する伐採木は、ガイドライン等（※）を参考に適切に取り扱うこと。※福島県営林の伐採木の搬出に関する指針（平成26年12月17日）、林地開発に伴う伐採木の取り扱い（平成29年2月17日） 	

考慮対象事項	収集すべき情報	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその取組方法		位置づける環境の保全への適正な配慮を確保するための取組として位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置
		収集方法	取組方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定指示区域の指定状況（解） ・ 各市町村復興関係課への確認 ・ 原子力規制庁への確認 ・ 放射線モニタリング情報共有・公表システム (https://www.arms.nsr.go.jp/arms-web/) ・ 福島県放射能測定マップ (http://fukushima-radioactivity.jp/pc/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村環境課担当課への確認 ・ 県地方振興局環境課担当課への確認 ・ 各中核市環境課担当課への確認 ・ 福島県放射能測定マップ (http://fukushima-radioactivity.jp/pc/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定指示区域の指定状況（解） ・ 各市町村復興関係課への確認 ・ 原子力規制庁への確認 ・ 放射線モニタリング情報共有・公表システム (https://www.arms.nsr.go.jp/arms-web/) ・ 福島県放射能測定マップ (http://fukushima-radioactivity.jp/pc/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 促進区域の策定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置 ・ 再エネ設備及び付帯設備と農地の間に適切な距離を確保し、周辺農地における日照及び通風等に支障を及ぼさないように配慮すること。 ・ 再エネ設備及び付帯設備の事業地に適正な規模の排水施設を設けるなど、周辺農地の農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないように配慮すること。 ・ 促進区域の検討に当たっては、関係森林管理局や県とよく相談すること。また、線の回廊の設置趣旨を踏まえ、線の回廊における促進区域の設け方は極力避けること。 ・ 最終処分場跡地における太陽光発電設備設置に当たっては「廃棄物最終処分場等における太陽光発電の導入・運用ガイドライン」を参照し、適切な処分場管理を妨げることがないようすること。 ・ 事業実施に伴い、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える土砂や廃棄物が生じる恐れがあることを考慮し、事前に処理方法等の検討を行い、関係機関と調整を行うこと。関係機関との調整を踏まえ、必要に応じて事業実施想定区域内の空間放射線量率や土砂等の放射性物質汚染対策等に関する適切な方法により測定する等の対応を行うこと。 ・ 事業実施に伴い発生する放射性物質に汚染された可能性のある土砂や廃棄物について、事前に処理方法等を関係機関と調整すること。 ・ またこれにより発生した土砂や廃棄物は「放射性物質汚染対処特措法」や「福島県内における公共工事における建設副産物の再利用等に関する当面的取扱いに関する基本的考え方」等に準拠し適切に処理すること。 ・ 事業実施に当たっては、土砂や粉じん又は濁水等の飛散・流出対策を講じるなど、周辺環境への影響に配慮すること。 ・ 事業に伴い発生する伐採木は、ガイドライン等（※）を参考に適切に取り扱うこと。※福島県営林の伐採木の搬出に関する指針（平成26年12月17日）、林地開発に伴う伐採木の取り扱い（平成29年2月17日） 	

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって「地域の環境の保全への適正な配慮を確保するための取組」として位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法	
		収集すべき情報	収集方法
②生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項	・河川水辺の国防調査の生物調査結果(国土交通省) ・生態系被害防止外来種リスト(環境省) ・鳥等の所有する既存アセス事例 ・レッドデータブック(環境省) ・レッドデータブックふくしま(福島県) ・ふくしまレッドリスト(環境省) ・ふくしまレッドリスト(福島県) ・自然環境保全基礎調査結果(環境省) ・学術調査、学術論文 ・各市町村法、県自然保護関連課、各市町村自然保護関連課資料等 ・地元研究者等からの聞き取り	・河川水辺の国防調査の生物調査結果(国土交通省) ・生態系被害防止外来種リスト(環境省) ・鳥等の所有する既存アセス事例 ・レッドデータブック(環境省) ・レッドデータブックふくしま(福島県) ・ふくしまレッドリスト(環境省) ・ふくしまレッドリスト(福島県) ・自然環境保全基礎調査結果(環境省) ・学術調査、学術論文 ・各市町村法、県自然保護関連課、各市町村自然保護関連課資料等 ・地元研究者等からの聞き取り	・EADAS ・自然環境保全基礎調査(種生調査)の結果 ・福島県生物利用性センターホームページ(環境省) ・レッドデータブック(環境省) ・レッドリスト(環境省) ・ふくしまレッドリスト(福島県) ・植物群集レッドデータブック(日本自然保護協会、1996) ・学術調査、学術論文 ・各市町村法、県自然保護関連課、各市町村自然保護関連課資料等 ・地元研究者等からの聞き取り
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・特定植物群、巨樹、巨大林等の分布状況 ・国内希少野生動物種の生息状況(絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律) ・国・県が指定する動物に関する天然記念物の存在の有無(文化財保護法)	・EADAS ・環境省ホームページ「国内希少野生動物種一覧」(https://www.env.go.jp/nature/kisho/do_mestic/list.html) ・福島県教育委員会ホームページ「ふくしまの文化財情報」(https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/bunkazai01.html)	・EADAS ・環境省ホームページ「国内希少野生動物種一覧」(https://www.env.go.jp/nature/kisho/do_mestic/list.html) ・福島県教育委員会ホームページ「ふくしまの文化財情報」(https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/bunkazai01.html)

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって「地域の環境の保全への適正な配慮を確保するための取組」として位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法	
		収集すべき情報	収集方法
③人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項	・自然公園に係る普通地域の該当の有無(自然公園法、福島県立自然公園条例) ・自然環境保全地域(福島県立自然公園条例)、緑地環境保全地域(福島県自然環境保全条例)及び県指定鳥獣保護区(鳥獣の保護及び管理並びに特別の適正化に関する法律)の指定の有無(福島県自然環境保全条例)	・EADAS ・県自然保護関連課への確認	・EADAS
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・周知の埋蔵文化財包蔵地登録の状況(文化財保護法) ・景観形成重点地域(重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、史跡名勝天然記念物等)の有無(文化財保護法)	・福島県ホームページ「福島県景観行政の概要と景観関係法令」(https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/shizenhog04.html) ・各市町村文化財担当課等への確認	・EADAS ・各市町村文化財担当課等への確認
主要な人と自然との触れ合いの活動場への影響	・自然公園に係る普通地域の該当の有無(自然公園法、福島県立自然公園条例) ・自然環境保全地域(福島県立自然公園条例)、緑地環境保全地域(福島県自然環境保全条例)及び県指定鳥獣保護区(鳥獣の保護及び管理並びに特別の適正化に関する法律)の指定の有無(福島県自然環境保全条例)	・EADAS ・県自然保護関連課への確認	・EADAS ・県自然保護関連課への確認

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報	通正な配慮を確保するための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置」として位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)	
		取得方法	取得方法
④その他都道府県が発電施設の特異性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営林の有無（福島県営林事業用公有財産取扱い要綱） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営林内で行う事業を行う場合は法令で定める手続きを行う必要があるため、事業の計画段階から通正な配慮を確保できるか、検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 促進区域に設定された場合、県営林内で行う場合は法令で定める手続きを行う必要があるため、事業の計画段階から通正な配慮を確保できるか、検討すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定の有無（土壌汚染対策法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地方振興局環境担当課への確認 ・ 福島県ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況」(https://www.pref.fukushima.jp/sec/16035c/dojio-kaiki.html) ・ 各中核市環境防衛部局への確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要措置区域内で行う場合には、土壌汚染対策法第9条各号に該当するか確認し、該当しない場合には土地の形質の変更を伴う工事は行わないこと。 ・ 形質変更時要届出区域内においては、土地の形質の変更を行うこと。
その他都道府県が発電施設の特異性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的風致維持向上計画で定める重点区域の有無（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村歴史的風致関連課ホームページより確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点区域内に事業区域を含まないよう検討すると共に、重点区域内の重要文化財や史跡等、主要な拠点場から見えない位置に設けたり、周辺景観との調和に配慮すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画の区域の策定状況（都市計画法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村都市計画関係部署への確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域が地区計画の区域内である場合には、地区計画で定められた目録・方針及び地区整備計画に依り、事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。
その他都道府県が発電施設の特異性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置後の維持管理計画及び事業終了後の処分計画の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・ EADAS ・ 資源エネルギー庁ホームページ「固定価格買取制度事業計画画定情報公表用ウェブサイト」(https://www.ft-portal.go.jp/PublicInfo) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の施設または計画中の施設に近接する場合は、騒音の影響及び発電機の影響の累積を踏まえ、適切な環境配慮を講じること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の土壌汚染の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画画定ガイドライン（風力発電）(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saene/katori/d/ft/2017/legal/guideline_wind.pdf) ・ 各市町村環境担当課への確認 ・ 県地方振興局環境担当課への確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討した環境配慮の対策に基づき定期的に発電設備等の状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を確保すること。また、故障、災害等による稼働及び事業終了後の設備の設置や不法投棄を防ぐため、適切な撤去・処分について事前に計画すること。計画策定に当たっては、資源エネルギー庁作成の事業計画画定ガイドラインを準拠すること。
その他都道府県が発電施設の特異性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の風力発電への声 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートの実施 ・ 各市町村関係部局による確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に工場・事業場・産業物の処理施設等で使用された土地の場合には、変更による河川・地下水への影響に配慮すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備関係補助事業施行地 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村森林担当課への確認 ・ 県営農林事務所森林林業部への確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に当たっては、地域住民から寄せられた意見等に配慮するとともに、説明会を開催するなど積極的な情報公開に努め、住民への説明を十分に行うこと。 ・ 事業施行地である場合は、転用前除根等を確認の上、必要に応じて区域から除外すること。

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報	通正な配慮を確保するための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置」として位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)	
		取得方法	取得方法
その他都道府県が発電施設の特異性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の農地の位置等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村農業委員会への確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再エネ設備及び付帯設備と農地の間に適切な距離を確保し、周辺農地における日照及び通風等に支障を及ぼさないよう配慮すること。 ・ 再エネ設備及び付帯設備の事業地に適正な規模の排水施設を設けるなど、周辺農地の農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないよう配慮すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の回廊 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東森林管理局に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 促進区域の検討に当たっては、関東森林管理局や県とよく相談すること。また、緑の回廊の設置趣旨を踏まえ、緑の回廊における促進区域の誘引は極力避けること。
その他都道府県が発電施設の特異性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定された区域の指定状況（併除された地域も含む） ・ 除染の状況 ・ 空間放射線量率 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県Webサイト「3くしま復興ステーション」 ・ 原子力規制庁への確認 ・ 放射線モニタリング情報共有・公表システム (https://www.ems.nsr.go.jp/nar-rams-web/) ・ 各市町村復興関係課への確認 ・ 放射線モニタリング情報共有・公表システム (https://www.ems.nsr.go.jp/nar-rams-web/) ・ 福島県放射線測定マップ (http://fukushima-radioactivity.jp/pc/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に伴い、放射線量が8,000Bq/kgを超える土砂や廃棄物が生じる恐れがあることを考慮し、事前に処理方法等の検討を行い、関係機関と調整を行うこと。関係機関との調整を踏まえ、必要に応じて事業実施想定区域内の空間放射線量率や土砂等の放射性物質濃度を、事業実施前に適切な方法により測定する等の対応を行うこと。 ・ 事業実施に伴い発生する放射性物質に汚染された可能性のある土砂や物じん等について、事前に処理方法を関係機関と調整すること。 ・ またこれらにより発生した土砂や廃棄物は「放射性物質汚染対処特措法」や「福島県内における公共工事における建設副産物の再利用等に関する当面の取扱いに関する基本的考え方」等に準拠し適切に処理すること。 ・ 事業実施に当たっては、土砂や物じん又は濁水等の飛散・流出対策を講じること。周辺環境への影響に配慮すること。 ・ 事業に伴い発生する伐採木は、ガイドライン等（※）を参考に適切に取り扱うこと。※福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針（平成26年12月17日）、林地開森に伴う伐採木の取り扱ひ（平成29年2月17日）

・ EADAS
<https://www2.enecho.go.jp/eseub/ehdbs/>